

福島区役所 EV 用充電コンセント設置工事

1 作業概要

本作業は、分電盤の予備回路を使用し EV 用充電コンセントの設置、試験調整を行う。

2 履行期限

契約後 60 日

3 作業場所

大阪市福島区大開 1-8-1 地下 1 階駐車場

4 作業内容

取付部品は以下のとおり

エコケーブル	EM-CE3.5×3C	14	m
充電コンセント	WK4322S AC250V 20A	1	個
雑材料		1	式

5 作業にあたっての特記事項

- 1) 作業時間は平日の 9 時～17 時とする。
- 2) 分電盤のブランク部(200V)から、設置場所まで配線する。
- 3) 天井高は約 3 m であり、コンセントの設置高さは約 1.4 m とする。
- 4) 天井ボードからコンセントまでの配線はモール等で保護する。
- 5) 使用する部材は新品とすること。
- 6) (一社)次世代自動車振興センター補助金請求に係る、別添のとおり見積書の作成及び工事写真を撮影し、データで提出すること。なお、申請業務は発注者が行う。

6 一般共通事項

- 1) 本仕様書に疑義があるときは、契約までに本市担当者まで指定の方法により照会すること。なお、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- 2) 秘密の保持
受注者は業務上、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間終了後、又は解除後においても同様とする。
- 3) 作業の実施について
ア 本作業の実施にあたり作業日時については本市担当者と打合せを行い決定するものとする。

イ 本作業の実施にあたっては、所管公署の手続きが必要な場合は、受注者の負担で行うこと。

ウ 契約後、現地調査を行う場合は事前に本市担当者へ連絡すること。

エ 本作業に必要な用具等は受注者にて準備すること。

オ 受注者は本作業の実施にあたっては、安全対策に留意すること。万一事故等が発生しても、本市は責任を負わない。

4) 設備の運転、停止等

ア 設備機器の運転、停止操作は、本市担当者の指示により行うこととし、受注者の独断では絶対に行わないこと。

イ 作業中に設備機器、構造物等を損傷（塗装を含む）した場合は、本市担当者の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取り替えること。

ウ 本作業に必要な電力及び水については、本市より支給するものとする。ただし作業用電気は、指定する差込コンセントから取り出し、漏電遮断器付作業用コードリール等の中継して使用すること。

エ 作業準備、あと片付け、清掃等はすべて受注者の負担とする。

7 業務の報告及び検査

ア 完了後において確認できない部分、その他必要と認められる部分については、実施の状況を確認できるよう写真撮影を行うこと。

イ 作業実施後、速やかに報告書を1部作成し、本市担当者に提出すること。報告書と作業写真はまとめて作成して良い。

ウ 受注者は、作業が完了したときは、検査を受けなければならない。

エ 検査は作業報告書類、作業写真、取付品が仕様を満たしているかを確認する。

オ 受注者は検査が不合格となった場合は、修正作業を行わなければならない。

8 事業担当・問い合わせ先

大阪市福島区大開一丁目8番1号

大阪市福島区役所 保健福祉課（健康推進）

電話 06-6464-9882 担当：鷺見・疋田

【別添】
見積書の記入例

①

御 見 積 書

②

2024年3月15日

日本橋商事株式会社 様

④

工 事 名

日本橋商事株式会社
〇〇駅前電気設備設置工事

株式会社 税務部

代表取締役 佐々木 太郎

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目5番55号

TEL (03) 5555-8888

FAX (03) 2222-7777

見積金額

¥2,486,000

⑤

見積有効期

発行日より3か月

⑥

支払条件

前払

品 名 及 び 仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
⑦ 急速充電設備					
⑦ 新NEV電機製 型式：ABCD-01	1	基	¥2,000,000	¥2,000,000	
電気配線工事					⑪
⑧ 分電盤 △△△製 型式：●●-□□□	1	個	¥10,000	¥10,000	A3
⑨ 配線 CVT38	20	m	¥1,800	¥36,000	A3
接地棒	1	本	¥1,000	¥1,000	A3
電線管 PF54	6	m	¥600	¥3,600	A3
⑩ 電工労務費	2	人時	¥28,000	¥56,000	A3
⑩ 材料消耗品	1	式	¥3,000	¥3,000	A13
基礎工事					
生コン打設	1	m ³	¥10,600	¥10,600	A1
小屋設置工事					
⑧ 小屋本体 ○○製 型式：■ ■ ■	1	個	¥94,900	¥94,900	A10
⑩ 小屋設置工事費	1	人時	¥28,000	¥28,000	A10
図面作製費用	4	枚	¥5,000	¥20,000	A14
※ 繰上金引き(電工労務費より繰引き)				(¥3,100)	
消費税(10%)				¥226,000	
合 計(税込)				¥2,486,000	

【見積書類の提出方法】

・紙等媒体のある形式が正規のもの：原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出願います。

・電子データ自体が正規のもの：見積書の受領当時から電子データの場合はそのデータの提出も認めます。(電子捺印、スタンプ等を推奨)

【見積書記載の必須項目】

①【宛先】

・申請者宛であることの記載

②【見積書作成日】

・本補助金の事業開始日以降である日付の記載

③【発行所】

・充電設備販売会社、工事施工会社の名称、住所等の記載

④【設置場所名称】

・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

⑤【有効期限】

・申請時に有効期限内であることの記載

⑥【支払条件】

・振込であることの記載

※他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）を利用した支払等は認められません。

⑦【充電設備】

・メーカー名、型式、基盤、単価（税抜）、金額の記載

⑧【部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等】

・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

⑨【材料費：電線や配管、案内板等】

・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

⑩【労務費】

・人日数、人日単価（税抜）、金額の記載

⑪【計上項目先番号】

・見積書の内訳に計上項目先番号の記載

※値引きがある場合

総額からの値引きではなくこちらの値引きが判断できないため、どの部分からの値引きかを

注意点

「材工一式」といった略称記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された内訳書のコピーを提出してください。

・以下の各工事項目の寸法を詳細に記載してください。

・ライン引き工事（長さ、幅）、基礎工事（縦×横×高さ）、路面表示工事（縦×横）、案内板設置工事（縦×横×地上高）、掘削埋設工事（長さ×幅×深さ）

補助金申請に係る指定工事写真

項目	撮影項目	撮影時期		撮影箇所の説明・留意点
		施工前	施工後	
充電設備本体	充電スペース	○	○	・充電スペース全景が確認できること
	充電設備本体の設置場所	○	○	・充電設備本体及び基礎の設置が確認できること
	電圧確認	■ コンセントの定格電圧	○	・充電設備にて定格電圧をテスター等で測定していることが確認できること ・電圧の測定値が確認できること
電気配線工事	受電元（分電盤）	■ 分電盤・引込開閉器盤の外観	○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること
		■ 分電盤・引込開閉器盤の内部	○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること
		■ 分電盤・引込開閉器盤の専用回路	○	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること
	配線配管工事	■ 露出配線	○	・代表的な露出配管（配線）の状況が確認できること

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る工事（以下「当該工事」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該工事について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福島区役所保健福祉課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福島区役所保健福祉課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 《必要に応じて項目を設定し、記載》
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。